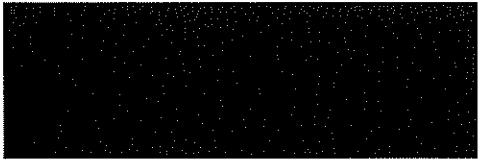


継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第16号の1 化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏（LED等の強い光や香料などのにおい、工事や車等の大きな音）の障害者支援に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 化学物質過敏症、電磁波過敏症及び感覚過敏の障害者支援に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 3 人権推進課において、人権問題としての調査や啓発活動を当事者との協議のもとで推進すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 現時点では、人権推進課においては、化学物質過敏症などに関して、人権問題としての調査を行うことは予定していない。 啓発については、過敏症について特化する形ではなく、これまでどおり、人権全般の課題について、区民への意識醸成へ向けて啓発活動を推進し、その症状があることによって人権侵害を受けたというような内容の相談については、詳しく丁寧に状況を伺い、適切な相談機関へつなげて行く。 令和3年8月に、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁が協力して、香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、国民等へ情報提供しており、令和5年7月には、柔軟剤などを使用する消費者へのマナー啓発をさらに推進するため、そのポスターを改定し、改めて情報提供を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部 計画推進担当

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 28 号 閉園された区立幼稚園を、園庭のない近隣保育園や地域住民に開放を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 閉園された区立幼稚園の利活用に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 子育て家庭や園庭のない保育園の戸外の遊び場として利用できるようにすること。 (2) 子育て支援活動をしている地域住民に対し、利用できるようにすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和 5 年 6 月 13 日 令和 5 年 10 月 6 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 趣旨(1)について、閉園した区立幼稚園などは、全区的な立場から有効な利活用方法を検討するため、全庁に向けた要望調査を実施し、人口動態や区民ニーズを踏まえた検討を行った上で、全庁的な会議体にて意思決定をしており、近年の閉園した区立幼稚園の跡地はすでに利活用方針が決定している。 趣旨(2)については今後、新たに跡地が生じる場合には、引き続き、区有財産の有効活用が図られるよう適切に努めていく。	

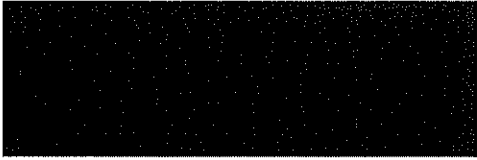
継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第30号 パートナーシップ制度に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度を導入するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 江東区版パートナーシップ制度の令和6年度からの開始に向け、男女共同参画審議会に策定についての検討が諮問された。 23区においては、12区で同様の制度が導入されている。 LGBT等の関連として、国においてLGBT理解増進法の制定が可決された。 江東区版パートナーシップ制度の素案を作成し、11月にパブリックコメントを実施した。 男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	

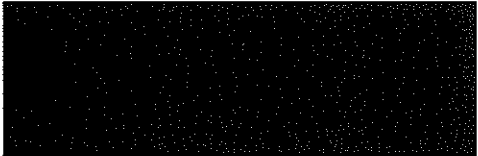
継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第32号 パートナーシップ条例の制定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 区民一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成するための施策の一つとして、パートナーシップ条例を制定するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 江東区版パートナーシップ制度の令和6年度からの開始に向け、男女共同参画審議会に策定についての検討が諮問された。 23区においては、12区で同様の制度が導入されている。 LGBT等の関連として、国においてLGBT理解増進法の制定が可決された。 江東区版パートナーシップ制度の素案を作成し、11月にパブリックコメントを実施した。 男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第33号 人権委員会の設置を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 人権を違法に侵害する行為により発生、または発生するおそれのある被害を適正かつ迅速に救済し、予防、人権尊重の理念を普及させることを目的とした人権委員会の設置をするよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第34号 人種差別禁止条例の制定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項を内容とする条例を制定するよう、区に働きかけてください。 1 何人も人種差別を受けないことを明記すること 2 労働、医療、教育、社会保障、住居などにおいて人種差別されることがなく、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を担保すること 3 地方公共団体の運営及び事務の処理に当たり、地域社会における人種差別撤廃のための施策を推進すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第36号 包括的差別禁止条例の制定を求める 陳情 2 請願・陳情の趣旨 包括的差別禁止条例を制定するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

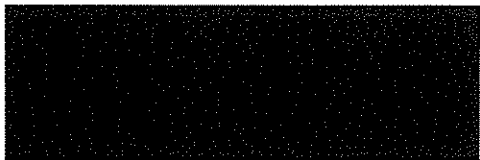
総務部

総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第44号 江東区議会として日本政府の核兵器禁止条約の署名・批准を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 核兵器禁止条約に署名し、批准するよう、国に働きかけてください。 ・区は平和都市宣言で、核兵器をなくし世界平和の実現のため努力を続けることを明言。 ・令和3年1月に核兵器禁止条約が発効し、世界では核兵器廃絶を推し進める声が広がっている。 ・令和5年5月に開かれたG7広島サミットでは、核兵器禁止条約に一言もふれなかったことに失望と批判が広がっており、唯一の戦争被爆国である日本政府は核兵器廃絶の先頭に立つ必要がある。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 ・令和5年6月13日 ・令和5年10月6日 ・令和5年12月12日 ・令和6年3月7日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ① 政府は現在、本条約に批准する考えはないと表明。 しかしながら、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界に向けて、核保有国と非核保有国との「橋渡し」に努め、核軍縮の進展に向けて貢献していく旨の見解を述べている。 ② 2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、2022年6月にウィーンにて第1回締約国会議、2023年11月にニューヨークの国連本部にて第2回締約国会議が開催も、日本は締約国会議に不参加。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部 財政課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第54号 江東区の全公共施設使用料について引き下げを行うことと減価償却による算定をやめることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 ① 社会教育系施設、社会体育系施設、区民系施設の使用料及び福祉会館・児童館の夜間使用料について、施設使用料の引下げを行うこと ② 全公共施設の使用料への減価償却費算定をやめて、料金引下げを行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ①施設使用料の引き下げについて ・施設使用料については、令和5年度は行財政改革計画に基づく改定年度であるため、適正な施設使用料となるよう検討を行っていく。 ・令和5年度に実施した検討において、分析結果を踏まえ使用料引上げの改定を行う場合、新型コロナの影響を鑑みた特例的措置の終了と合わせ、短期間で2段階の負担増となることから、総合的に勘案して改定は見送るとともに、令和6年度の1年間に限り、特例的措置を延長することとした。 ②使用料への減価償却費算定について ・施設の維持管理については、光熱水費や人件費のほか、建物の改修等にも経費を要することから、受益者負担の原則に基づき、利用者にも一定の負担を求めるとの考えのもと、減価償却費を維持管理コストに含めており、減価償却費の算定をやめ、使用料等を引き下げる考えはない。 ・今後も効果的・効率的な施設運営により維持管理コストの縮減に取り組む。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

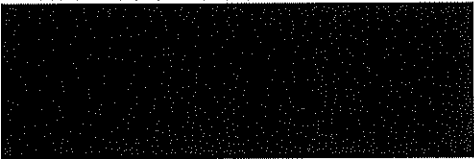
総務部

総務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第57号 公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するように求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 （1）庁内管理規則を厳守し、執務室に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること。 （2）庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するため、政党機関紙購読者は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなどの指導を徹底すること。 （3）職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないか、調査・確認すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月8日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 ・令和5年10月6日 ・令和5年12月12日 ・令和6年3月7日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 （1）まず、職員への勧誘については、区として把握していない。また、配達は、執務室への立入りはないものと認識をしている。さらに、集金方法は、コンビニ納付、スマホ決済、郵便局での振り込みなど、職員個々の事情により支払いを行っていると認識している。 （2）配達先は職員個々の判断によるもので、区として配達先を自宅に限定させるものではないと考えており、自宅を配達先とするように職員へ通達する考えはない。 （3）勧誘の際における職員の受け止めは個々で異なり、仮に心理的な圧力を感じる状況であれば、総務部に相談があるものと認識している。現時点で相談がないことから、調査・確認をする予定はない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第69号 同性パートナーシップ制度を創設しないよう求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 同性パートナーシップ制度を江東区に創設しないよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月8日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 江東区版パートナーシップ制度の素案を作成し、11月にパブリックコメントを実施した。 男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第71号の1 LGBT理解増進法の慎重な運用を 求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけて ください。 1 公共施設におけるトイレの利用や 設置に当たっては、当事者の思いを 聞き、様々な立場からの指摘を取り 上げ、慎重に審議すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 トイレについては、所管課において、各施設の状況等により、原則 として男女の区画を分け、多機能トイレの整備も併せて行っている。 男女共同参画行動計画の「多様性を認め合い、安心して暮らせる社 会を目指す」という基本理念に基づき、LGBT等の方への対応につ いては、個々の事業における状況を判断し、法の趣旨と社会の一般的 な観点からの対応を踏まえ適切に対応している。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

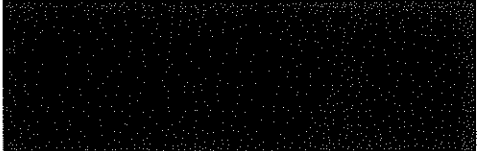
総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第101号 地方自治法第99条の規定により「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める意見書を内閣総理大臣岸田文雄宛に提出することの陳情 2 請願・陳情の趣旨 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書を、国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年10月11日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 2 審査概要 男女共同参画行動計画の「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」という基本理念に基づき、LGBT等の方への対応については、個々の事業における状況を判断し、法の趣旨と社会の一般的な観点からの対応を踏まえ適切に対応している。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

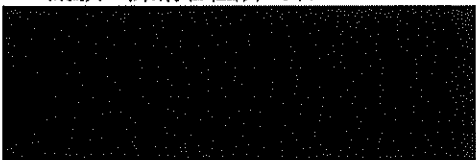
総務部経理課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第108号の1 「入札契約制度に関する事項等」に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 ① 物価上昇や適切な歩掛、週休2日制の確保に対応できる予定価格を設定すること ② 着手日や完了日ありきでなく、週休2日制確保等、施工条件に合わせた適正な工期設定をすること ③ 工事予定価格の大小に関係なく、多くの総合評価方式入札を採用すること ④ 区の総合評価方式入札の価格点算出を見直すこと ⑤ 地元事業者育成の為、総合評価方式入札の地域貢献点を加算拡大すること ⑥ 工事成績を工種別平均点だけでなく全工事の成績評定を公表すること	1 審査経過 令和5年12月12日、令和6年3月7日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 ① 区発注の工事においては、これまで、昨今の物価上昇・労務単価上昇等を考慮した東京都財務局及び建設局の単価等を採用しており、また施工条件に合わせて、歩掛や経費率の補正を行って工事予定価格を算定している。今後とも社会情勢に注視し、適正な予定価格の算出に努めていく。 ② 区発注の工事においては、これまで、事業スケジュールに合わせ、設計の際施設管理者等と協議しながら、地元のイベントや地形等の施工条件を鑑み、設計事務所等の知見を活かしながら、原則として週休2日を確保できるように工期設定を行っている。引き続き、設計の際、必要に応じて施工会社にヒアリングする等、適切な工期の設定に努めていく。 ③ 小規模工事に総合評価方式入札を採用すると、新規事業者の参入や小規模事業者の育成に影響が出るため慎重な検討が必要である。 ④ 低入札調査基準価格未満の場合は履行が可能かどうかを調査している。総合評価制度については価格点も含めて見直しを検討する。 ⑤ 令和4年度に地域貢献点は見直しており、23区の中でも高いほうであるため、拡大は難しい状況である。 ⑥ 区では3千万円以上の工事予定価格を事前公表しているため、全工事の成績評定を公表すると、入札の競争・公正性の確保が困難となる懸念がある。	◎参考 (交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会付託分) ⑪ 地下鉄8号線関連工事を地元企業に優先発注するよう、東京地下鉄株式会社へ働きかけること。

⑦ 人材確保等支援助成金など、可能な限りの助成金制度支援をすること ⑧ 設計図面の整合性(建築・設備)について、設計・監理委託先の管理を徹底すること ⑨ 工程の遅れ・予定外費用の発生などが生じないよう、管理監督者(区担当者)の育成をすること ⑩ 国・都と同様に参考数量内訳書を契約変更の根拠資料とすること ⑫電子媒体による契約事務手続を早期実現すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月15日 4 請願・陳情者住所氏名 	⑦ 業界における補助金の要望が多いものについては、担当所管に伝えており、他に間接的な支援ができるか検討していく。 ⑧ 区発注の工事は、これまで、建築図・設備図の整合性について発注者として設計事務所等へ指導・監督を行っているところであるが、引き続き、さらなる設計工程の管理徹底等、指導・監督に努めていく。 ⑨ 区発注の工事においては、現場の遅れや、不必要な追加工事費の発生が生じないよう、主任監督員、総括監督員が適宜、区担当者の指導・育成を行っているところである。引き続き、これまで以上に各現場の施工状況や発注状況等の情報共有機会を増やしていく等、区担当者の育成に努めていく。 ⑩ 区発注の建築工事においては、これまで、総価契約に基づいて工事発注を行っており、数量内訳書は参考としているところであるが、施工開始後、設計図書に不備な点がある場合は、発注者・受注者が協議し、基本的には設計図書を基に、必要に応じ契約変更を行うこととしている。引き続き、参考数量内訳書の精度を、より高めるべく努めるとともに、発注形態については、国や都の動向に注視していく。 ⑫令和6年度から段階的に実施予定であり、10月公募案件より導入を行っていく。	
---	---	--

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部企画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 109 号の 1 区が区民に対して公営火葬サービスを提供していないことに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨 1 については区に働きかけ、趣旨 2 については記載の内容を含む意見書を国及び都に提出してください。 （1） 行政が運営主体となる新規火葬場を設置すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 理事者から以下の説明がなされ、継続審査となっている。 ① 陳情理由で指摘されている民営火葬場の経営者に関しては特別区長会から命を受けた保健所生活衛生課長会が公益目的に反する行為の有無を確認するため、各火葬場及び当該本社に対して調査、確認を実施している。 ② 陳情理由の内、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方を一部火葬場で受け入れ拒否していた件については、厚生労働省のガイドラインに基づいて受入火葬場の制限をしていたが、その後、ガイドラインは改正され、当該民営事業者の全火葬場にて受け入れを行っている。 ③ 民営火葬場の料金設定や燃料費の特別付加火葬料導入については、ガス・電気料金の高騰を受けての対応であり、保健所生活衛生課長会の調査において、公益目的に反する行為は認められず、公平性や自社グループへの優遇措置など、是正すべき特段の指摘事項はなかった。 ④ 公営火葬場の設置については大田区等が一部事務組合によって臨海斎場を設置しているが、整備に関して 50 億円弱、運営に毎年 6 億円弱の経費がかかり、大きな財政支出を伴う。	◎参考（厚生委員会付託分） 5 陳情第 109 号の 2 （2） 火葬場の運営や料金の適正化を図るため、火葬料金を届出制とする法整備をすること。

	⑤ 現状においては、将来的な民間を含めた23区内で斎場の需要予測は把握できておらず、公営斎場の整備が民間斎場へ与える影響についても不明であり、また周辺環境の影響や開発計画との調整など、検討すべき課題が数多くあると認識している。	
--	--	--

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 118 号 区民に寄り添わないお役所仕事の江東区役所「広聴」業務の抜本的改革・是正と、濫用されてきた「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第 7 条 3 項の廃止に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 1. 江東区役所に濫用されてきた「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第 7 条 3 項の廃止を求めます。 2. 区民に寄り添わない江東区役所「広聴」業務の抜本的改革・是正を求めます。 3. 江東区役所に「すぐやる課」を設置し、お役所仕事からの脱却を求めます。 4. 「区長への手紙」には、公選で選ばれた区長自らが署名、回答することを求めます。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 ・令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 ①「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第 7 条第 3 項では、「同一の発信者から同趣旨又は類似の内容で繰り返し送付された区長への手紙に対する回答は、原則として 3 回を限度とする。この場合において、所管課長は、3 回目の回答に際し、最終回答である旨を明記するものとする。」と規定されている。 令和 5 年度の委員会開催前日時点での「区長への手紙」受付件数（6, 7 5 9 件）のうち発信者あてに回答を要する事案は 9 5 5 件となり、このうち当該規定に基づき対応を行った事案は 9 件、対象となった発信者は 5 名である。また 9 件のうち 5 件は、1 名の発信者による複数の案件において当該対応を行ったものである。「区長への手紙」については、特定の意見に過度に偏ることなく、行政の効率性を確保しながら、広く多くの方々からのご意見等を承ることが重要と考えており、当該規定は、こうした観点から必要なものと認識している。なお、当該規定により 4 回目以降の回答を行わない事案であっても、参考意見という形で、所管部課と情報を共有しており、情報提供を拒絶しているものではない。 ②「区長への手紙」については、直近 2 年間は、年間おおよそ 6, 0 0 0 件に及ぶご意見等をいただき、区の対応についてのご説明や、いただいたご意見等にかかる区役所内部での情報共有を図ってきたところであり、陳情に記載の「区民に寄り添わない」対応だったとは認識していない。 ③「すぐやる課」は、区民にとってすぐ相談できる部署があるというメリットがある反面、何でもやる課と誤解され、行政の範疇を超えた要求を受けたり、受けた相談を適切な所管に引き継ぐ行為が、名称の印象とのギャップからさらなる悪感情を与えかねないデメリットがあるため、現段階において設置を検討していない。また、区民からの相談にすぐ対応する姿勢を持って真摯に対応することは、本来的に行政に求められている姿勢であり、本区においても、各所管課において	

	蓄積された業務に関するノウハウを生かして対応を図っており、所管が明確でない相談についても総務課や企画課で対応している。 ④年間1,000件以上に上る「区長への手紙」への回答を、公務多忙である区長が一件一件行うことは現実的でなく、他の公務への影響が懸念されることから、現行制度においては各部長に処理が委ねられているところである。なお、区長は、事後とはなるが、いただいたご意見につき、目を通し、内容を把握しているところである。	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第9号 「江東区版パートナーシップ制度」 を当初のスケジュール通りに制定する よう強く求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区版パートナーシップ制度を 当初の予定どおり2024年4月より 実施するよう、区に働きかけてくだ さい。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年2月13日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和6年 3月 7日 2 審査概要 男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメ ントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正 を含めた今後の予定を報告した。 23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、 合計13区に導入されている。 委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性につ いての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの 意見が提起されている。	